

平成18年度地方債計画の概要

策定方針

平成18年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を図り、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定。

なお、平成18年度からの地方債協議制度への円滑な移行を図る。

総額

13兆9,466億円（前年度15兆5,366億円） $\Delta 10.2\%$

普通会計分

10兆8,174億円（前年度12兆2,619億円） $\Delta 11.8\%$
 <臨財債を除くと7兆9,102億円（前年度9兆388億円） $\Delta 12.5\%$ >

通常分	5兆5,432億円	（前年度6兆7,205億円）	$\Delta 17.5\%$
特別分	5兆2,742億円	（前年度5兆5,414億円）	$\Delta 4.8\%$
臨時財政対策債	2兆9,072億円	（前年度3兆2,231億円）	$\Delta 9.8\%$
減税補てん債	4,520億円	（前年度5,583億円）	$\Delta 19.0\%$
財源対策債	1兆6,500億円	（前年度1兆7,600億円）	$\Delta 6.3\%$
退職手当債	2,600億円	（前年度—）	皆増
調整（不交付団体分）	50億円	（前年度—）	皆増

公営企業会計等分

3兆1,292億円（前年度3兆2,747億円） $\Delta 4.4\%$

主な特色

I 地方財政の健全化と投資的経費の抑制による計画規模の圧縮

平成17年度地方債計画と比較して、1兆5,900億円（ $\Delta 10.2\%$ ）を圧縮。

II 政府資金の大幅縮減（郵政公社資金廃止の着実な実施）

○ 平成17年度地方債計画と比較して、政府資金（財政融資資金、郵政公社資金）8,700億円を縮減。

○ 郵政公社資金の平成19年度での原則廃止に向けて、半分以下に縮減。

（H¹⁷11,800億円→H¹⁸4,800億円（ $\Delta 59.3\%$ ））

Ⅲ 地方債資金の市場化の推進

- 地方債資金のより一層の市場化を推進し、市場公募資金を3兆5,000億円を計上。
- 住民参加型市場公募債の拡大（※平⑰3,300億円 →平⑱3,600億円（9.1%増））。
※ 市場公募資金の計上額の内数

Ⅳ 国庫補助負担金改革における施設費の一般財源化に伴う措置等

施設整備事業（一般財源化分）の創設	700億円
-------------------	-------

施設費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）を計上。

Ⅴ 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債の発行	2,600億円
------------	---------

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例として退職手当債を措置。

② 行政改革推進債の発行	3,000億円
--------------	---------

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当。

Ⅵ 地方債協議制度への移行に伴う見直し

平成18年度からの地方債協議制度への移行を踏まえ、従来の特定期間外債（国の予算等に基づく貸付金を財源とするもの）等について同意（許可）を予定する地方債として地方債計画に表記するとともに、事業区分について所要の見直しを行っている。

地方債資金の確保

- 地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保
- 公的資金の縮減に対応し、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を推進することとし、市場公募資金を計上

(単位：億円、%)

区 分	平成18年度計画額		平成17年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	38,500	27.6	47,200	30.4	△ 8,700	△ 18.4
財政融資資金	33,700	24.2	35,400	22.8	△ 1,700	△ 4.8
郵政公社資金	4,800	3.4	11,800	7.6	△ 7,000	△ 59.3
(郵便貯金資金)	(1,700)	(1.2)	(4,300)	(2.8)	(△ 2,600)	(△ 60.5)
(簡易生命保険資金)	(3,100)	(2.2)	(7,500)	(4.8)	(△ 4,400)	(△ 58.7)
公 営 公 庫 資 金	14,060	10.1	15,330	9.9	△ 1,270	△ 8.3
(国の予算等貸付金)	(501)	—	(213)	—	(288)	(135.2)
公 的 資 金 計	52,560	37.7	62,530	40.2	△ 9,970	△ 15.9
民 間 等 資 金	86,906	62.3	92,836	59.8	△ 5,930	△ 6.4
市場公募	35,000	25.1	33,000	21.2	2,000	6.1
銀行等引受	51,906	37.2	59,836	38.5	△ 7,930	△ 13.3
合 計	139,466	100.0	155,366	100.0	△ 15,900	△ 10.2

- (注) 1 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆4,600億円(前年度比1,800億円、2.9%増)を予定している。
- 3 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって計には含めていない。

(連絡先)

自治財政局地方債課
 担当：原山管理官、伊藤係長
 電話：(代表)03-5253-5111
 (内線)3392,3396
 (直通)03-5253-5628
 (FAX)03-5253-5631

平成18年度市場公募地方債

地方分権や財投改革の進展に伴い、地方団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、市場原理に即した資金調達を推進する。

また、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型市場公募地方債の発行を推進する。

1. 地方債計画計上額

市場公募地方債 3兆5,000億円
(前年度 3兆3,000億円、6.1%増)

- (1) 全国型市場公募地方債 3兆1,400億円
(前年度 2兆9,700億円、5.7%増)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 3,600億円
(前年度 3,300億円、9.1%増)

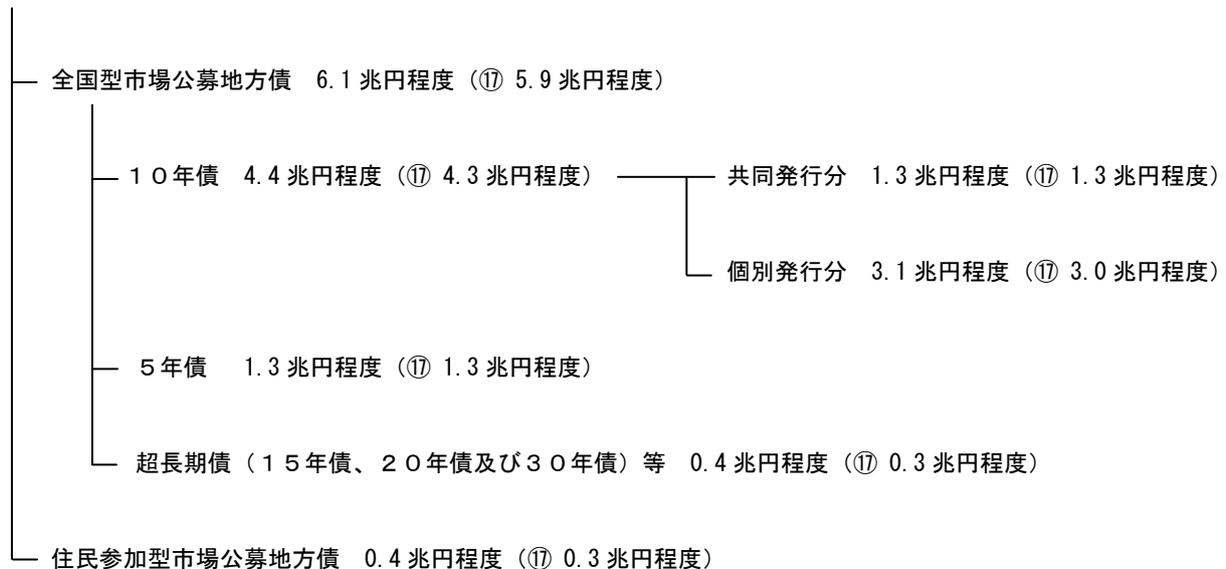
2. 全国型市場公募地方債発行団体の拡大

新たに島根県、大分県及び堺市の3団体が発行の予定 (全体で38団体)
(島根県、大分県及び堺市でそれぞれ100億円の発行を予定)

<参考>

平成18年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 6.5兆円程度 (⑰ 6.3兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額が変更される可能性がある。

担当 地方債課 濱田、森中
(内線) 3394、3403

三位一体の改革に伴う施設整備への財源措置

三位一体の改革に伴い廃止・税源移譲される施設整備費補助金に係る施設整備について、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、原則として特別の地方債による財源措置を講ずる。

平成18年度措置額 700億円程度

【内容】

- 平成18年度に廃止・税源移譲される施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率かさ上げ部分を含む。)について、原則として特別の地方債を充当
 - ※ 地方債計画では、「施設整備事業(一般財源化分)」として計上
- 当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入

担当	地方債課	佐藤	(内線) 3393
	調整課	菊池	(内線) 3342

合併新法の地方債措置について

概 要

- 合併新法に基づき合併する市町村が行う事業について、「合併推進債」の対象とする。
(交付税算入率は、40%)

対象事業

- 対象事業は、以下に限定

- ・ 旧市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル等（農道、林道等含む。）
- ・ 電算システムの統合
- ・ 本庁舎等
- ・ 火葬場、斎場
- ・ 保育所
- ・ 地域イントラネット
- ・ 消防防災施設
- ・ 子育て支援施設等
- ・ その他特に必要と認められる事業

※都道府県事業について

- ・ 合併市町村の区域内において都道府県が整備する道路事業のみ対象。
- ・ 原則として1合併市町村につき1事業（ただし、地域的な事情は考慮）

※既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については、交付税算入率を旧法分と同じとする。

担当 地方債課 佐藤、信川
(内線) 3407

行政改革の促進に寄与する地方債の創設

地方団体の行政改革の促進に寄与するため、次の財政措置を講じる。

1 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、地方公務員の総人件費削減を進めるため、今後10年間の特例措置として、今後の定員や総人件費の適正化についての計画（定員・人件費適正化計画）を作成し、将来の総人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じる。

平成18年度措置額 2,600億円程度

【内容】

<発行可能団体>

- 平年度ベースを上回る退職者がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体

<発行可能額>

- 当該団体の退職手当額が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内

<対象年度>

- 10年間の時限措置（平成18年度～27年度）

<その他>

- 地方財政法の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う

2 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとする。

平成18年度措置額 3,000億円程度

担当	地方債課	久代、伊藤	(内線) 5628
	財務調査課	日向、黒沢	(内線) 3480

地方公営企業関係施策

水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本整備の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、あわせて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る。

1 公営企業債

地方債計画において、事業の実施状況等を踏まえ、公営企業債の所要額を確保。

平成18年度地方債計画計上額 3兆575億円

(主な事業)

- ・水道事業 5,027億円
- ・下水道事業 1兆6,377億円 (うち資本費平準化債3,400億円)
(うち特別措置分 1,249億円)
- ・交通事業 3,180億円
- ・病院事業 2,892億円

2 新規施策の概要

(1) 水道事業・工業用水道事業における水源整理に係る措置

地方債計画計上額 50億円

水源整理を行うことにより事業規模の適正化、経営の効率化を図る取組を支援するため、既に受けている国庫補助金の返還及び建設に充てた地方債の繰上償還の財源に充てるために発行する地方債について、所要の地方債措置を講じる。

(2) 地下鉄等防災・安全対策事業

地方債計画計上額 79億円

地震などの自然災害、事故による被害及び公共交通の安全対策を講じる取組を支援するため、所要の地方債措置を講じる。

(3) 下水道事業における特別措置

地方債計画計上額 1,249億円

下水道事業における地方財政措置の見直しに伴い、従来の元利償還金に対する財政措置と見直し後の財政措置との差額について、所要の地方債措置を講じる。

(4) 港湾整備事業における資本費平準化債

地方債計画計上額 191億円

港湾整備事業における元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、所要の地方債措置を講じる。

担当 公営企業課 大下、平嵯
(内線) 3413、3418

3 公営企業借換債の確保（再掲）

地方債計画計上額 2,000億円

(1) 従来分

1,000億円

（対象団体）

資本費負担が著しく高い一定の公営企業

* 対象事業

上水道事業、工業用水道事業、交通事業（地下鉄事業）、下水道事業

（対象債）

利率6.0%以上の公営企業債に係る公営企業金融公庫資金

(2) 臨時特例分（新規）

1,000億円

従来分の対象にならないものについても、平成18年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金に係る一定の公営企業債について、借換枠を別途1,000億円確保。

* 対象事業

上水道事業、下水道事業

担当	公営企業課 (内線)	山野、白鹿 3412、3419
----	---------------	--------------------

地方債協議制度における手続の簡素化

平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても次のとおり簡素化を行うこととしている。

- 1 市町村分の地方債について現在行われている財務局・財務事務所の市町村ヒアリングについては、原則として都道府県（市町村担当課）からのヒアリングに移行。
- 2 都道府県及び指定都市分の地方債のうち、全額民間資金債については、財務局・財務事務所のヒアリングを廃止し、書類の送付に替えることとしている。

担当 地方債課 伊藤、若松
(内線) 3399